

証券コード 2930

平成27年5月28日

株 主 各 位

札幌市北区北七条西一丁目1番地2  
株式会社北の達人コーポレーション  
代表取締役社長 木 下 勝 寿

## 第14期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第14期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

**報 告 事 項** 第14期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

**第1号議案** 剰余金処分の件  
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき9円50銭と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
定款変更の内容は、後記のとおりであります。

**第3号議案** 取締役5名選任の件  
本件は、原案どおり承認可決され、取締役に木下勝寿、堀川麻子、清水重厚、杉山央、高岡幸生の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案** 監査役3名選任の件  
本件は、原案どおり承認可決され、監査役に布田三宥、甚野章吾、小林隆一の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

## 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第26条（取締役の責任免除）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第33条（監査役<span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span>）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第26条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第33条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>